

訪問看護重要事項説明書

有限会社 石井
あかるい手訪問看護ステーション

重要事項説明書

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 石井
代表者氏名	石井 伸太朗
本社所在地	〒590-0111 大阪府堺市南区三原台三丁19番地7号
電話番号	(TEL 072 - 349 - 6155)
法人設立年月日	平成15年5月1日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	あかるい手訪問看護ステーション
ステーションコード	2766490318
事業所所在地	〒590-0103 大阪府堺市南区深阪南105
電話番号	(TEL 072 - 349 - 6157)
相談担当者名	石井 伸太朗
事業の実施地域	堺市全域、和泉市、泉大津市、高石市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	健康保険法等の関係法および要介護状態または要支援状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的にサービスを提供する。
運営の方針	訪問看護及び介護予防訪問看護のサービス実施にあたり、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日 (但し、国民の祝日・12/30～1/3 を除く)
営業時間	9:00～18:00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～金曜日
サービス提供時間	9:00～18:00

※緊急時の対応のため、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制をとる。

(5)事業所の職員体制

管 理 者	石井 友貴	
職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
看護職員のうち主として 計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常 勤 1名
看護職員	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常 勤 3名 非常勤 1名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、以下の訪問看護を提供します。 ① 食事ケア・水分・栄養管理・排泄ケア・清潔ケア・入浴など ② 医師の治療方針に従って病気や障害の看護支援・観察・健康管理など ③ カテーテルなどの医療器具の管理 ④ 褥瘡や創傷の処置及び機能訓練 ⑤ 認知症や精神疾患の方の看護 ⑥ リハビリテーション ⑦ ターミナルケア ⑧ 家族など看護者の支援 ⑨ その他医師の指示による医療処置など

(2)看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

●訪問看護師による訪問

◎ 介護保険を適用する場合（目安額）

※地域加算 5等級（10.7円）で計算した金額

サービス提供区分	算定項目	単位数	介護報酬額	ご利用者様負担額		
				1割	2割	3割
昼 間（8時～18時）						
20分未満	看護師による場合	314単位	3,359円	336円	672円	1,008円
	准看護師による場合	283単位	3,028円	303円	606円	909円
30分未満	看護師による場合	471単位	5,039円	504円	1,008円	1,512円
	准看護師による場合	424単位	4,536円	454円	908円	1,361円
30分以上 1時間未満	看護師による場合	823単位	8,806円	881円	1,762円	2,642円
	准看護師による場合	741単位	7,928円	793円	1,586円	2,379円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,128単位	12,069円	1,207円	2,414円	3,621円
	准看護師による場合	1,015単位	10,860円	1,086円	2,172円	3,258円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）25%加算						
20分未満	看護師による場合	393単位	4,205円	421円	841円	1,262円
	准看護師による場合	354単位	3,787円	379円	758円	1,137円
30分未満	看護師による場合	589単位	6,302円	631円	1,261円	1,891円
	准看護師による場合	530単位	5,671円	568円	1,135円	1,702円
30分以上 1時間未満	看護師による場合	1,029単位	11,010円	1,101円	2,202円	3,303円
	准看護師による場合	926単位	9,908円	991円	1,982円	2,973円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,410単位	15,087円	1,509円	3,018円	4,527円
	准看護師による場合	1,269単位	13,578円	1,358円	2,716円	4,074円
深 夜（22時～6時）50%加算						
20分未満	看護師による場合	471単位	5,039円	504円	1,008円	1,512円
	准看護師による場合	425単位	4,547円	455円	910円	1,365円
30分未満	看護師による場合	707単位	7,564円	757円	1,513円	2,270円
	准看護師による場合	636単位	6,805円	681円	1,361円	2,042円
30分以上 1時間未満	看護師による場合	1,235単位	13,214円	1,322円	2,643円	3,965円
	准看護師による場合	1,112単位	11,898円	1,190円	2,380円	3,570円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,692単位	18,104円	1,882円	3,763円	5,645円
	准看護師による場合	1,523単位	16,296円	1,630円	3,260円	4,889円

※サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の100分の25、

深夜の場合は100分の50に相当する単位が加算されます。

◎ 介護予防保険を適用する場合（目安額）

※地域加算 5等級（10.7円）で計算した金額

サービス提供区分	算定項目	単位数	介護報酬額	ご利用者様負担額		
				1割	2割	3割
昼 間（8時～18時）						
20分未満	看護師による場合	303単位	3,242円	325円	649円	973円
	准看護師による場合	273単位	2,921円	293円	585円	877円
30分未満	看護師による場合	451単位	4,825円	483円	965円	1,448円
	准看護師による場合	406単位	4,344円	435円	869円	1,304円
30分以上 1時間未満	看護師による場合	794単位	8,495円	850円	1,699円	2,549円
	准看護師による場合	715単位	7,650円	765円	1,530円	2,295円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,090単位	11,663円	1,167円	2,333円	3,499円
	准看護師による場合	981単位	10,496円	1,050円	2,100円	3,149円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）25%加算						
20分未満	看護師による場合	379単位	4,055円	406円	811円	1,217円
	准看護師による場合	341単位	3,648円	365円	730円	1,095円
30分未満	看護師による場合	564単位	6,034円	604円	1,207円	1,811円
	准看護師による場合	508単位	5,435円	544円	1,087円	1,631円
30分以上 1時間未満	看護師による場合	993単位	10,625円	1,063円	2,125円	3,188円
	准看護師による場合	894単位	9,565円	957円	1,913円	2,870円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,363単位	14,584円	1,459円	2,917円	4,376円
	准看護師による場合	1,226単位	13,118円	1,312円	2,624円	3,936円
深 夜（22時～6時）50%加算						
20分未満	看護師による場合	455単位	4,868円	487円	974円	1,461円
	准看護師による場合	410単位	4,387円	439円	878円	1,317円
30分未満	看護師による場合	677単位	7,243円	725円	1,449円	2,173円
	准看護師による場合	609単位	6,516円	652円	1,304円	1,955円
30分以上 1時間未満	看護師による場合	1,191単位	12,743円	1,275円	2,549円	3,823円
	准看護師による場合	1,073単位	11,481円	1,149円	2,297円	3,445円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,635単位	17,494円	1,750円	3,499円	5,249円
	准看護師による場合	1,472単位	15,750円	1,575円	3,150円	4,725円

※サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の100分の25、

深夜の場合は100分の50に相当する単位が加算されます。

●理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問

◎ 介護保険を適用する場合（目安額）

※地域加算 5等級（10.7円）で計算した金額

サービス提供区分 / 算定項目	単位数	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼 間（8時～18時）					
1日に2回までの場合	294 単位	3,145 円	336 円	672 円	1,008 円
1日に2回を超えて行う場合	265 単位	2,835 円	303 円	606 円	909 円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）25%加算					
1日に2回までの場合	368 単位	3,937 円	421 円	841 円	1,262 円
1日に2回を超えて行う場合	331 単位	3,541 円	379 円	758 円	1,137 円
深 夜（22時～6時）50%加算					
1日に2回までの場合	441 単位	4,718 円	504 円	1,008 円	1,512 円
1日に2回を超えて行う場合	398 単位	4,258 円	455 円	910 円	1,365 円

※以下の①又は②に該当する場合、1回につき8単位を所定単位数から減算します。

①前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合。

②算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算、特別管理加算および看護体制強化加算のいずれも算定していない事業所において、理学療法士等が訪問看護を行う場合。

◎ 介護予防保険を適用する場合（目安額）

※地域加算 5等級（10.7円）で計算した金額

サービス提供区分 / 算定項目	単位数	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼 間（8時～18時）					
1日に2回までの場合	284 単位	3,038 円	304 円	608 円	912 円
1日に2回を超えて行う場合	142 単位	1,519 円	152 円	304 円	456 円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）25%加算					
1日に2回までの場合	355 単位	3,798 円	380 円	760 円	1,140 円
1日に2回を超えて行う場合	178 単位	1,904 円	191 円	381 円	572 円
深 夜（22時～6時）50%加算					
1日に2回までの場合	426 単位	4,558 円	456 円	912 円	1,368 円
1日に2回を超えて行う場合	213 単位	2,279 円	228 円	456 円	684 円

※以下の①又は②に該当する場合、1回につき8単位を所定単位数から減算します。

①前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合。

②算定日が属する月の前6月間において、緊急時介護予防訪問看護加算、特別管理加算および看護体制強化加算のいずれも算定していない事業所において、理学療法士等が訪問看護を行う場合。

※上記①又は②の場合で、さらに理学療法士等による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士等が介護予防訪問看護を行う場合は、1回につき23単位（8単位+15単位）を所定単位数から減算します。

※上記理学療法士等による訪問における減算を算定していない場合で、理学療法士等による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士等が介護予防訪問看護を行う場合は、所定単位数より5単位減算します。

◇加算料金（主なもの）

※加算については対象になる要件がある場合があります。

加算名称	単位数	介護報酬額	利用者負担額			算定回数等
			1割	2割	3割	
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600 単位	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円	1月につき
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574 単位	6,141 円	615 円	1,229 円	1,843 円	1月につき
特別管理加算（Ⅰ）	500 単位	5,350 円	535 円	1,070 円	1,605 円	1月につき
特別管理加算（Ⅱ）	250 単位	2,675 円	268 円	535 円	803 円	
ターミナルケア加算	2,500 単位	26,750 円	2,675 円	5,350 円	8,025 円	死亡月に1回
遠隔死亡診断補助加算	150 単位	1,605 円	161 円	321 円	482 円	死亡月に1回
初回加算（Ⅰ）	350 単位	3,745 円	375 円	749 円	1,124 円	初回のみ1回につき
初回加算（Ⅱ）	300 単位	3,210 円	321 円	642 円	963 円	初回のみ1回につき
退院時共同指導加算	600 単位	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円	1回につき
看護・介護職員連携強化加算	250 単位	2,675 円	268 円	535 円	803 円	1月につき
口腔連携強化加算	50 単位	535 円	54 円	107 円	161 円	1月につき
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	254 単位	2,717 円	272 円	544 円	816 円	1回につき(30分未満)
	402 単位	4,301 円	431 円	861 円	1,291 円	1回につき(30分以上)
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	201 単位	2,150 円	215 円	430 円	645 円	1回につき(30分未満)
	317 単位	3,391 円	340 円	679 円	1,018 円	1回につき(30分以上)
長時間訪問看護加算	300 単位	3,210 円	321 円	642 円	963 円	1回につき

- ※ 初回加算（Ⅰ）は、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に初回の指定訪問看護を行った場合、1月につき所定単位数を加算。
それ以外の新規に訪問看護計画書を作成し指定訪問看護を行った場合は初回加算（Ⅱ）を加算。
また、退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。
同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。
＊同一の建物に 20 人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が 20 人以上居住する建物を言います。

◎医療保険を適用する場合

※ご利用の保険によって負担割合が変わります。

サービス内容		料金
訪問看護基本療養費（I）	週3日目まで	5,550円
	週4日目以降	6,550円
訪問看護管理療養費	初日	7,440円
	訪問看護管理療養費（I）2日目以降	3,000円
	訪問看護管理療養費（II）2日目以降	2,500円
難病等複数回訪問看護加算	2回訪問	4,500円
	3回以上訪問	8,000円
訪問看護基本療養費（III）	在宅療養に備えた外泊時 (入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等は2回)	8,500円
精神科 訪問看護基本療養費（I）	週3日目まで 30分以上	5,550円
	30分未満	4,250円
	週4日目まで 30分以上	6,550円
	30分未満	5,100円
精神科 訪問看護基本療養費（IV）	在宅療養に備えた外泊時 (入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等は2回)	8,500円

◎加算料金（主なもの）加算については対象になる要件がある場合があります。

加算項目		料金
特別管理加算（I）	1月につき	5,000円
特別管理加算（II）	1月につき	2,500円
24時間対応体制加算（I）	1月につき	6,800円
24時間対応体制加算（II）	1月につき	6,520円
長時間訪問看護加算	週1回	5,200円
複数名訪問看護加算	週1回	4,300円
夜間・早朝訪問看護加算	1回につき 夜間：18時～22時 早朝： 6時～ 8時	2,100円
深夜訪問看護加算	1回につき 深夜：22時～6時	4,200円
乳幼児加算・幼児加算	乳幼児：3歳まで 幼児：3歳～6歳	1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000円
退院時共同指導加算	1回につき	8,000円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円
	月15日目以降	2,000円
訪問看護医療DX情報加算	1月につき	50円
訪問看護情報提供療養費		1,500円

※ 訪問看護医療DX情報加算は、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算。

◎その他サービス料金

サービス内容		料金
保険適応外（実費訪問）	30 分	6,000 円（税抜き）
	60 分	10,000 円（税抜き）
	90 分	13,000 円（税抜き）
	延長の場合 10 分ごと	2,000 円（税抜き）
死後の処置料		20,000 円（税抜き）

【 介護・医療共通 】

- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
- ※ 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。
- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流^{かんりゅう}指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。
- ◇その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。
- イ. 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であつて生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）他系統萎縮症（綿条体黒質変性症、オーリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオントリノ病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ. 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態
- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4 その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は (1) 事業所から片道2キロメートル未満 100円 (2) 事業所から片道2キロメートル以上 100円 を請求いたします。	
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	当日のご連絡の場合	6,000円
	ご連絡のない場合	9,000円

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額 その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は利用明細を添えて利用者様へお渡し致します。
利用料、利用者負担額 その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ請求月の末日までに下記の方法によりお支払い下さい。 ●利用者指定口座からの自動振替 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名 : 石井 友貴 電話番号/FAX : tel 072-349-6157 / fax 072-237-4100 受付日及び受付時間 : 月～金 9:00～18:00
---	---

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、健康保険証及び介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 介護の場合、利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	石井 友貴
-------------	-------

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行なうことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行ないます。

- (1) 緊 急 性 … 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性 … 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを 防止することができない場合に限ります。
- (3) 一 時 性 … 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。 ※なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保 険 名	訪問看護事業者賠償責任保険
引受保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保 障 の 概 要	身体・対物

13 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等をサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後はその控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

18 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
 - イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事実確認を行う。
 - 管理者は、担当看護員に事実関係の確認を行う。
 - 対応内容に基づき必要に応じ関係者への連絡調整を行い、利用者へ結果報告を行う。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 あかるい手訪問看護ステーション	所 在 地 大阪府堺市南区深阪南 105 電話番号 072-349-6157 受付時間 月～金 9:00～18:00 担 当 者 石井 友貴（管理者）
-----------------------------	--

◆公的団体の窓口

【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所 在 地 大阪市中央区常磐町一丁目 3 番 8 号 (中央大通 FN ビル内 5 階) 電話番号 06-6949-5418 受付時間 平日（月～金） 9:00～17:00 ※但し、国民の祝日及び 12/29～12/31、1/2・1/3 は除く
---------------------------------------	--

◆市町村（各区）の窓口（堺市の在住の利用者様）

【市町村（保険者）の窓口】 堺市 長寿社会部 介護保険課	所 在 地 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号（本館 7 階） 電話番号 072-228-7513（課直通） F A X 番号 072-228-7853
【市町村（保険者）の窓口】 堺市 堺区役所 地域福祉課 介護保険課	所 在 地 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号（本館 2 階） 電話番号 072-228-7520 F A X 番号 072-228-7870
【市町村（保険者）の窓口】 堺市 中区役所 地域福祉課 介護保険課	所 在 地 堺市中区深井沢町 2470-7 電話番号 072-270-8197 F A X 番号 072-270-8103
【市町村（保険者）の窓口】 堺市 東区役所 地域福祉課 介護保険課	所 在 地 堺市東区日置荘寺町 195-1 電話番号 072-287-8123 F A X 番号 072-287-8117
【市町村（保険者）の窓口】 堺市 西区役所 地域福祉課 介護保険課	所 在 地 堺市西区鳳東町 6-600 電話番号 072-275-1912 F A X 番号 072-275-1919
【市町村（保険者）の窓口】 堺市 南区役所 地域福祉課 介護保険課	所 在 地 堺市南区桃山台 1-1-1 電話番号 072-290-1812 F A X 番号 072-290-1818
【市町村（保険者）の窓口】 堺市 北区役所 地域福祉課 介護保険課	所 在 地 堺市北区新金岡町 5-1-4 電話番号 072-258-6651 F A X 番号 072-258-6836
【市町村（保険者）の窓口】 堺市 美原区役所 地域福祉課 介護保険課	所 在 地 堺市美原区黒山 167-1 電話番号 072-363-9316 F A X 番号 072-362-0767

※【問い合わせ時間及び休日】受付時間 平日（月～金） 9:00～17:30
但し、国民の祝日及び 12/29～12/31、1/2・1/3 は除く

(3) 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 58 号）」第 10 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

契約書の内容を確認した上で訪問看護サービスの契約を締結します。
サービス契約にあたり重要事項の説明を受けました。

以上の契約締結の証として、この証書 2 通を作成し、両者記名押印の上各 1 通を保有します。

令和 年 月 日

事業者	所 在 地	〒590-0103 大阪府堺市南区深阪南 105
	法 人 名	有限会社 石井
	代 表 者 名	石井 伸太朗
	事 業 所 名	あかるい手訪問看護ステーション
	管 理 者 氏 名	石井 友貴

利 用 者	住 所	大阪府堺市南区三原台 2 丁 2 番 1-404 号
	氏 名	

代 理 人	住 所	
	氏 名	

※この重要事項を利用者様に説明した者 (説明者 : _____)